

尖閣諸島について

2012年11月
外 務 省

尖閣諸島に関する基本的立場と事実関係

◆日本の基本的立場◆

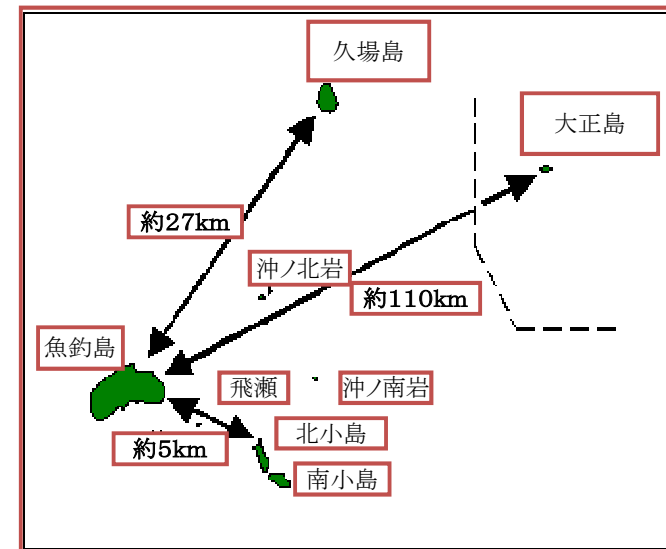
- 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。
- 尖閣諸島をめぐり、解決すべき領有権の問題は存在していない。

◆尖閣諸島について◆

尖閣諸島は、南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬などから成る島々の総称。かつて鰹節工場があり日本人が住み着いたこともあるが、現在は無人島。久場島(及び周辺小島)は私有地であり、その他は国有地。行政的には沖縄県石垣市の一部。

	所有者	面積 (km)	経緯	
魚釣島	国	3.6	明治29年(1896年)民間人に無償貸与。昭和7年(1932年)民間人に払い下げ。(その後、民間人の間で所有権の移転あり。)	平成14年(2002年)4月1日から国が賃借。平成24年(2012年)9月11日、国が取得・保有。
北小島	国	0.26		
南小島	国	0.32		
久場島	民間人	0.87	一貫して国が所有	昭和47年(1972年)以降、日米地位協定に基づく米軍施設・区域。
大正島	国	0.04		
沖ノ北岩	国	0.05	一貫して国が所有	
沖ノ南岩	国	0.01		
飛瀬	国	0.02		

◆尖閣諸島の地図◆



尖閣諸島をめぐる経緯

- 1895年1月 閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入。
- 1946年1月 連合国最高司令官総司令部覚書により日本の行政権が停止。
(米国による沖縄施政が開始)
- 1951年9月 日本との平和条約(サンフランシスコ平和条約)署名。
台湾及び澎湖諸島の領有権の放棄(第2条):尖閣諸島は日本領として残る。
南西諸島を信託統治下に置くことを念頭に米国が施政権を行使(第3条)。
- 1968年 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の沿岸鉱物資源調査報告。
⇒東シナ海に石油埋蔵の可能性ありと指摘
- 1971年6月 沖縄返還協定署名。米国から日本に対する施政権の返還。
同協定の合意議事録で返還対象区域に尖閣諸島が含まれている。
- 1971年 中国及び台湾が初めて公式に「領有権」を主張。
(台湾の主張＝「外交部」声明:6月、中国の主張＝外交部声明:12月)
- 1992年 中国が「領海及び接続水域法」を制定。

我が国の主張のポイント

- ①1951年のサンフランシスコ(SF)平和条約で日本は台湾を放棄。
尖閣諸島は日本領として残される。
→ 中国・台湾は異議を唱えず。
- ②中国・台湾は石油の存在が指摘された後の1971年に初めて
「領有権」を主張。
- ③1972年の日中国交正常化の際, また, 1978年の日中平和友好条約の交渉の際, 尖閣問題「棚上げ」の合意はない。
- ④歴史的にも中国・台湾の実効支配の主張を裏付ける根拠はない。
- ⑤日本は東シナ海を「平和・友好・協力の海」にすべく努力してきた。

**①1951年のSF平和条約で日本は台湾を放棄, 尖閣諸島は日本領。
→ 中国・台湾は異議を唱えず。**

- 第二次世界大戦後, カイロ宣言, ポツダム宣言を受けたSF平和条約(1951年署名)が, 日本の領土を法的に確定。
- SF平和条約は, 第2条で台湾と澎湖諸島の放棄を規定。また, 第3条で南西諸島を米国の施政権下に置くことを規定。この時尖閣諸島は南西諸島に含められ日本領として残された。つまり, 尖閣諸島は日本の放棄した台湾及び澎湖諸島には含まれていない。
- 台湾^(注)は日華平和条約(1952年署名)でSF平和条約を追認。尖閣諸島の処理について一切異議を唱えなかった。中国も当時一切異議を唱えなかった。
(注)当時, 中華民国(台湾)は中国を正統に代表する政府として我が国に承認されていた。
- 1972年, 米国は尖閣諸島を含む南西諸島を日本に返還。この時の協定の返還対象区域に尖閣諸島は明示的に含まれている。

●大西洋憲章（英米共同宣言）（1941年8月）

第一に、両者の国は、領土的たるとその他たるとを問わず、いかなる拡大も求めない。

●カイロ宣言（1943年11月）

右同盟国は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟国の目的は日本国より1914年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満州、台湾及び澎湖島の如き日本国が中国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り

日本国は又暴力及貪慾に依り日本国が略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

●ポツダム宣言（1945年7月）

八「カイロ」宣言の条項は履行せらるべく又日本国の主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし

●日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）（1951年9月署名，1952年4月発効）

第二条(b)日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条 日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）（中略）を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

●日華平和条約（1952年4月署名，同年8月発効）

第二条 日本国は、1951年9月8日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約（以下「サン・フランシスコ条約」という。）第2条に基き、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。

●米国との沖縄返還協定（1971年6月署名，1972年5月発効）

合意された議事録

日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の交渉において到達した次の了解を記録する。

第一条に関し、

同条2に定義する領土は、日本国との平和条約第三条の規定に基づくアメリカ合衆国の施政の下にある領土であり、1953年12月25日付けの民政府布告第27号に指定されているとおり、次の座標の各点を順次に結ぶ直線によつて囲まれる区域内にあるすべての島、小島、環礁及び岩礁である。

北緯28度東経124度40分

北緯24度東経122度

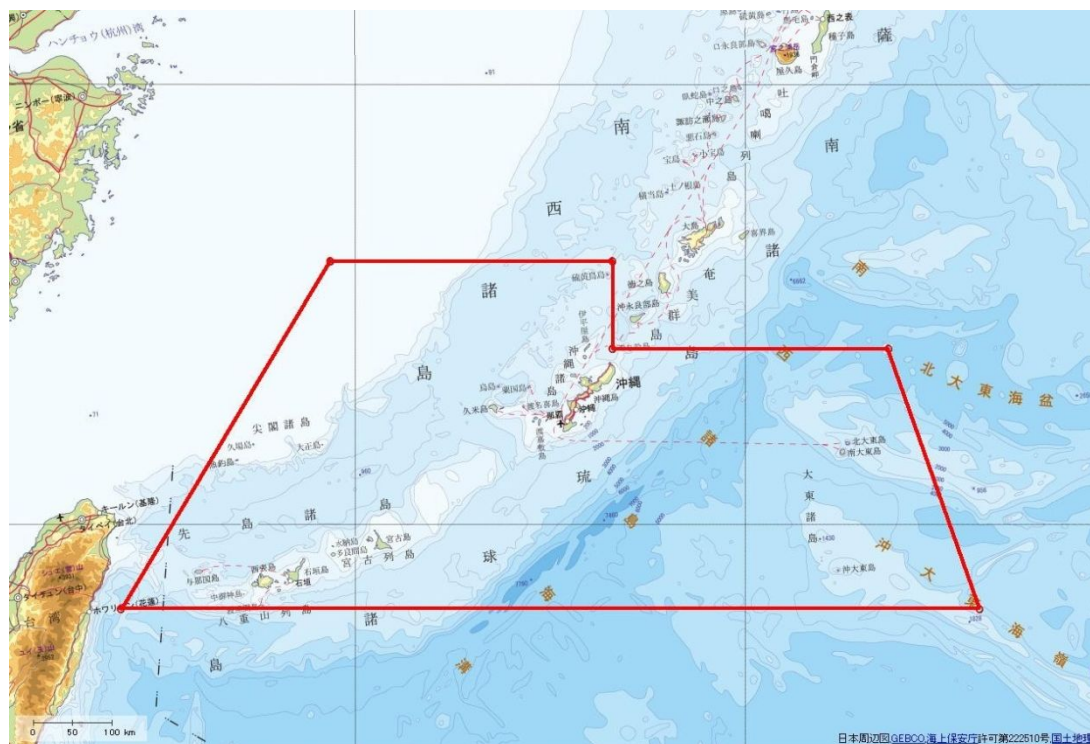
北緯24度東経133度

北緯27度東経131度50分

北緯27度東経128度18分

北緯28度東経128度18分

北緯28度東経124度40分



②中国・台湾は石油の存在が指摘された後の1971年に初めて領有権を主張。

●1968年秋、国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の学術調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性ありとの指摘がなされ、尖閣諸島に対する注目が集まった。

E C A F E 報告書(1969年)(抜粋):石油及び天然ガス賦存の可能性が最も大きいのは台湾の北東の20万km²に及ぶ地域である。…台湾と日本との間にある大陸棚は世界で最も豊富な油田の一つとなる可能性が大きい。この地域は、世界でも有数な大規模な大陸棚の一つであり、また、軍事的、政治的要因ばかりでなく、今回の調査から得られた程度の地質学的知識すら欠いていることから抗井掘削にとっての未踏地となっている。

●それまで何ら主張を行っていなかった中国・台湾は、1970年代になって初めて尖閣諸島の「領有権」を主張するようになった。

1970年12月、中国新華社が日本の尖閣諸島の「領有」を批判する記事を掲載、1971年4月、台湾「外交部」スポークスマン談話

➤1971年6月 台湾「外交部」声明(抜粋)

…同列嶼は台湾省に付属して、中華民国領土の一部を構成しているものであり、地理位置、地質構造、歴史連携ならびに台湾省住民の長期にわたる継続的使用の理由に基づき、すでに中華民国と密接につながっており・・・米国が管理を終結したときは、中華民国に返還すべきであると述べてきた。

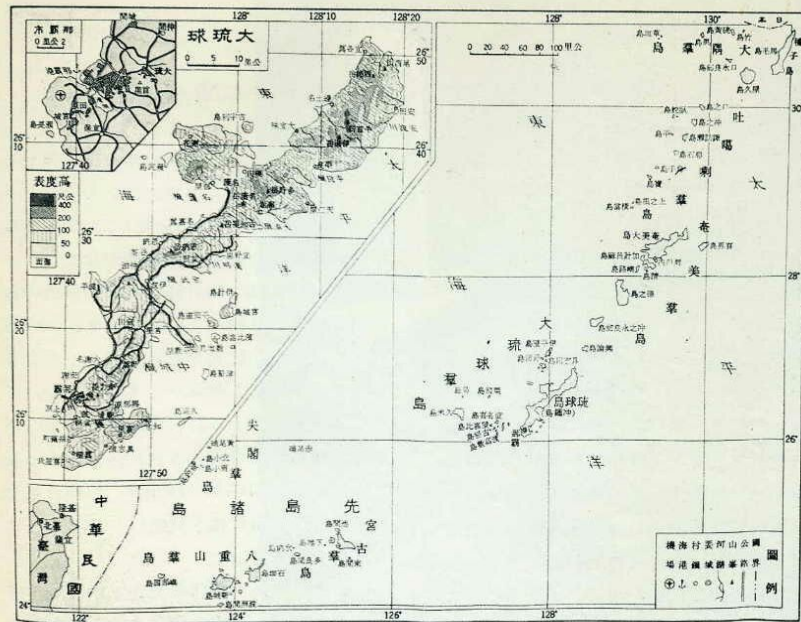
➤1971年12月 中国外交部声明(抜粋)

…この協定の中で、米日両国政府は公然と釣魚島などの島嶼をその「返還区域」に組み入れている。これは、中国の領土と主権に対するおおっぴらな侵犯である。…釣魚島などの島嶼は昔から中国の領土である。はやくも明代に、これらの島嶼はすでに中国の海上防衛区域の中に含まれており、それは琉球、つまり今の沖縄に属するものではなくて、中国の台湾の付属島嶼であった。…日本政府は中日甲午戦争を通じて、これらの島嶼をかすめとり…「台湾とそのすべての付属島嶼」及び澎湖列島の割譲という不平等条約—「馬関条約」に調印させた。…

➤1972年3月 日本外務省公式見解にて上記の台湾、中国の主張に反論。

この時期に教科書の地図を自らの主張に合わせて変更

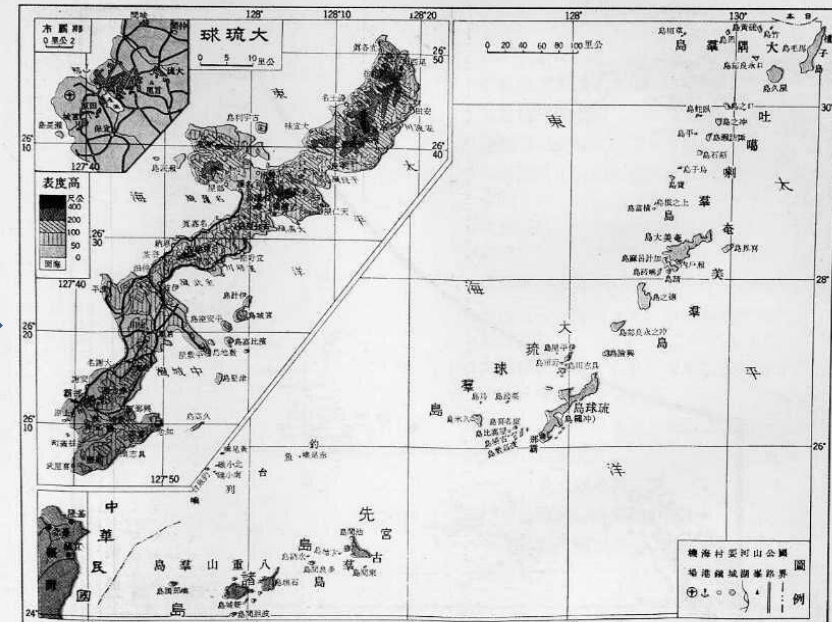
中華民國59年1月初版國民中學地理教科書（1970年）



圖形地島羣球琉

1970年
「尖閣群島」と表示

中華民國60年1月再版國民中學地理教科書（1971年）



圖形地島羣球琉

1971年
「釣魚台列嶼」と表示

③1972年の日中国交正常化の際、また、1978年の日中平和友好条約の交渉の際に尖閣問題の「棚上げ」に合意していない。

●1972年の日中共同声明の交渉時や1978年の日中平和友好条約の交渉時に、尖閣諸島の領有権をめぐり解決すべき問題があることを日本が認めた事実はなく、「棚上げ」などに合意した事実もない。

【日中首脳会談(田中角栄総理／周恩来総理)】(1972年9月27日)(外交記録公開済み)

(田中総理)尖閣諸島についてどう思うか？私のところに、いろいろ言ってくる人がいる。

(周総理)尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない。

【日中首脳会談(福田赳夫総理／鄧小平副総理)】(1978年10月25日)(日中平和友好条約交渉時)(外交記録公開済み)

(鄧副総理)(…思い出したような素振りで…)もう一点言っておきたいことがある。両国間には色々な問題がある。例えば中国では釣魚台、日本では尖閣諸島と呼んでいる問題がある。こういうことは、今回のような会談の席上に持ち出さなくてもよい問題である。園田外務大臣にも北京で述べたが、われわれの世代では知恵が足りなくて解決できないかもしれないが、次の世代は、われわれよりもっと知恵があり、この問題を解決できるだろう。この問題は大局から見る必要がある。(福田総理より応答はなし。)

【上記首脳会談と同日の鄧小平氏記者会見】(1978年10月25日)

(記者)尖閣諸島は日本固有の領土で、先ごろのトラブルは遺憾と考えるが、副総理の見解は。

(鄧副総理)尖閣列島をわれわれは釣魚島と呼ぶ。呼び方からして違う。確かにこの問題については双方に食い違いがある。国交正常化のさい、双方はこれに触れないと約束した。今回、平和友好条約交渉のさいも同じくこの問題にふれないことで一致した。中国人の知恵からして、こういう方法しか考えられない。というのは、この問題に触れると、はっきりいえなくなる。確かに、一部の人はこういう問題を借りて中日関係に水をさしたがつている。だから両国交渉のさいは、この問題を避ける方がいいと思う。こういう問題は一時タナ上げしても構わないと思う。十年タナ上げしても構わない。われわれの世代の人間は知恵が足りない。われわれのこの話し合いはまとまらないが、次の世代はわれわれよりもっと知恵があろう。その時はみんなが受け入れられるいい解決方法を見いだせるだろう。

④歴史的にも中国・台湾の主張の根拠を裏付けるものはない。

●尖閣諸島が台湾の一部として下関条約(1895年4月署名)によって日本に割譲されたとの中国の主張には根拠がない。

- 下関条約締結当時、清国側が尖閣諸島を台湾の一部として日本に割譲するとした形跡はない。下関条約により日本に割譲された「台湾全島及びその附属諸島」に尖閣諸島が含まれるとの認識は、当時の日本と清国との間にはなかった。
- 日本は、日清戦争以前の1885年から、現地調査を行い、尖閣諸島が単に無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、下関条約締結前の1895年1月に正式に領土に編入。

●下関条約第2条 清国は左記の土地の主権並に該地方に在る城堡、兵器製造所及官有物を永遠日本国に割與す

一 左の経界内に在る奉天省南部の地

鴨緑江口より該江を遡り安平河口に至り該河口より鳳凰城、海城、營口に互り遼河口に至る折線以南の地併せて前記の各城市を包含す而して遼河を以て界とする処は該河の中央を以て経界とすることと知るへし

遼東湾東岸及黄海北岸に在る奉天省に属する諸島嶼

二 台湾全島及其の附属諸島嶼

三 澎湖列島即英国「グリーンウィチ」東経119度乃至120度及北緯23度乃至24度の間に在る諸島嶼

●明・清の時代から中国が台湾の付属島嶼として尖閣諸島を自らの領土として実効支配していたという主張には根拠がない。

- 中国は、尖閣諸島は古来から中国固有の領土であり、中国人が最も早くに発見、命名及び利用し、明代には冊封使によって発見・認知されており、台湾の付属島嶼であったと主張しているが、そもそも、島を発見したり地理的な近接性があることのみでは領有権の主張を裏付けることにはならない。

(注)国際法上、領域権原を取得するためには、単なる発見では不十分であり、明確な領有の意思を持って継続的かつ平和的に領域主権を行使している(＝実効支配している)ことが必要とされている。

- 中国は、明代から尖閣諸島は中国領であったと主張しているが、当時、台湾ですら中国領だったとは言えない。明代の台湾は必ずしも福建省の統治下にあったわけではなく、ポルトガル、スペイン、オランダなどが港市を拠点とした。その後、鄭氏が台湾を拠点とし、清にも抵抗したが、清の版図編入は1683年とされる。だが、統治は主に台湾西部に限定された。

●宮崎市定「中国史（下）」（岩波全書，1978年）より

「明の太祖十世の孫に魯王があり，南京が陥落したのを聞き，浙江において恢復を計ったが，清軍に破られて海上に逃れ，土豪の鄭成功に擁立され，オランダ人を追い払って台湾に拠った(1661年)。」
(pp.505-506)

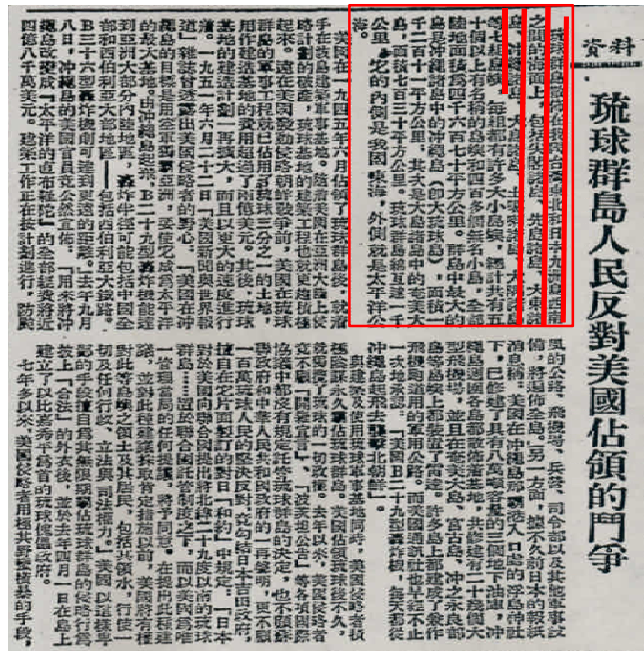
「清朝は雲南を平げた勢いに乗じ，オランダ海軍の援助を借りて鄭氏海軍を破った後，台湾に進攻して鄭克ソウを降した(1683年)。台湾が中国の領土に入ったのは此が最初である。」(p.510)

●芹田健太郎「日本の領土」（中公文庫，2010年）より

「さてそれでは，尖閣諸島は明代に中国の台湾の付属島嶼であつたのであろうか。中国の正史である『明史』では，台湾は東蕃として「外国列伝」に入れられており，台湾北部の鷓鴣山(今の基隆)も「外国列伝」に含められている。このように，明代には，尖閣諸島はもちろんのこと，台湾の北部(基隆)や台湾北東の澎湖，花瓶嶼，綿花嶼などに中国の支配は及んでおらず，また，中国は領有の意思ももっていなかった。台湾は，隋や元の遠征を受けたことはあつたが未開の地であり，明代になって倭寇の根拠地ができ，明末十七世紀初頭にはオランダ人が現在の台南市にゼーランジア城(Fort Zeelandia)などを築き，スペイン人がマニラから来て北部の基隆などを貿易の根拠地としたが，間もなくスペイン人はオランダ人に負われ，約40年のオランダ人支配が続いた。

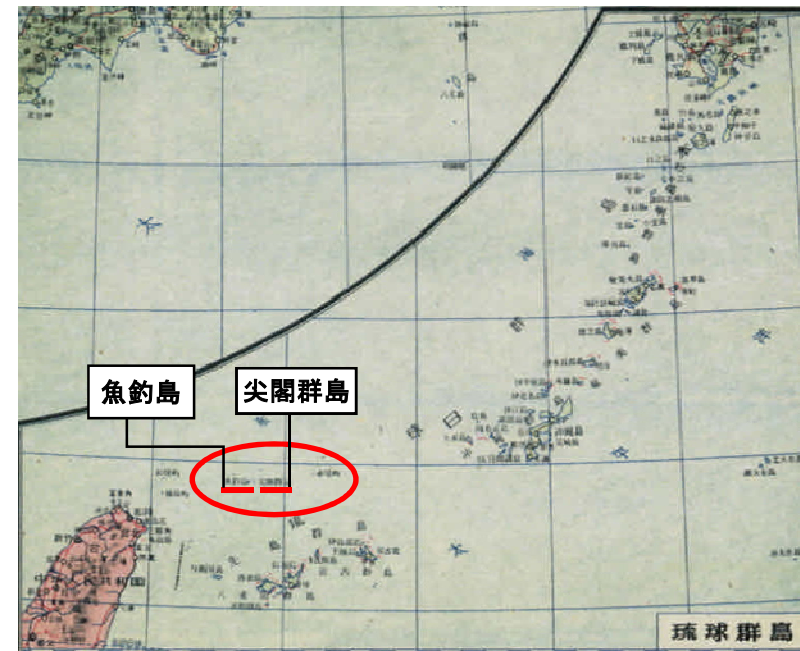
1644年に明を滅ぼし北京に入城した清は1681年には華南も平定した。しかし，清朝に抵抗する鄭成功は1661年台湾に渡ってオランダ人を駆逐し，ここを根拠にさらに抵抗を続けたが，1683年，台湾に出兵した清軍の軍門に降り，ここにはじめて清は台湾を中国の版図に入れ，福建省所属の台湾府を置いたのである。したがって，明代に尖閣諸島が「中国の台湾付属島嶼」であつた事実はないと言ってよいであろう。」(pp. 137-138)

中国の発刊物にも、中国が尖閣諸島を日本領と認識していたことを裏付ける記述がある。



1953年1月8日付け人民日報記事

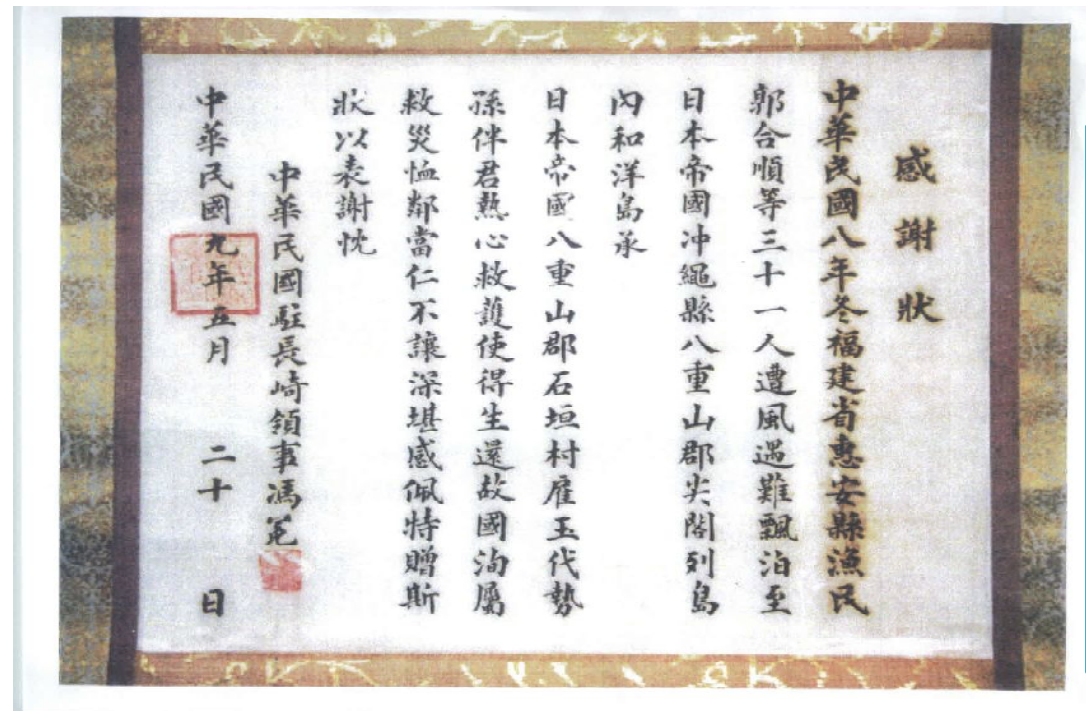
「琉球諸島は、(中略)尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、大島諸島、トカラ諸島、大隅諸島の7組の島嶼からなる」という記述があり、中国が尖閣諸島を沖縄の一部と認識していたことが分かる。



世界地図集(中国:地図出版社, 1960年4月出版)

「尖閣群島」、「魚釣島」の記載が見られ、日本が主張する名称を用いていることが分かる。また、尖閣諸島が沖縄に属するものとして扱われている。

中国(当時は中華民国)が日本側に対して発出した感謝状(1920年)にも
中国が尖閣諸島を日本領と認識していたことを裏付ける記述がある。



【仮訳】
感謝状

中華民國八年(一九一九年)冬、福建省
惠安県の漁民である郭合順(かく・こう
じゅん)ら三十一人が、強風のため遭難し、
日本帝国沖繩県八重山(やえやま)郡尖閣
列島内和洋島(わようとう)に漂着した。

日本帝国八重山郡石垣村の玉村勢孫伴
(たまよせ・そんはん)氏の熱心な救援活
動により、彼らを祖国へ生還させた。救援
において仁をもつて進んで行ったことに深
く敬服し、ここに本状をもって謝意を表す。

中華民國駐長崎領事

馮冕(ふう・べん)

中華民國九年(1920年)5月20日

中華民國駐長崎領事の感謝状(1920年5月発出)

1919年12月に尖閣諸島魚釣島近海で遭難した福建省の漁民が我が国の国民によって救助されたこと
を受けて、1920年5月に当時の中華民國駐長崎領事から我が国の国民に対して発出されたもの。

この感謝状においては、遭難した福建省の漁民が漂着した場所が「日本帝国沖繩県八重山(やえやま)
郡尖閣列島」であることが明記されている。

⑤日本は東シナ海を「平和・友好・協力の海」にすべく努力してきた。

- 東シナ海において、日中間の排他的経済水域・大陸棚の境界は画定していないが、日中両国は、東シナ海に関する対話と協力を実施。

1996年～ 海洋法等に関する日中間の協議
1997年 (新)日中漁業協定の締結
(1996～99年 中国海洋調査船による我が国排他的経済水域における我が国の事前同意なしの調査が頻発)
2001年 海洋の科学的調査に関する相互事前通報の枠組みを構築
(2004年 白樺油ガス田において中国側が採掘施設建設に着手)
2004年～ 東シナ海等に関する日中協議
2008年 東シナ海における日中間協力についての合意
(2008年 中国海監の船舶が尖閣諸島沖で長時間滞留・徘徊)
2010年 東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉開始
2011年 日中高級事務レベル海洋協議の立上げ、日中海上捜索・救助(SAR)協定の原則合意

- 一方、中国は1992年に「領海及び接続水域法」を制定し、尖閣諸島が中国の領土に含まれることを初めて明示的に規定。
- 海洋権益への意識の高まりに伴い、海洋関係機関の活動範囲・能力も拡大し続けており、2008年12月の中国海監の船舶による領海侵入を皮切りに尖閣諸島周辺海域の規模・頻度は拡大傾向。

【付録】中国・台湾の独自の主張に関する幾つかの論点

➤論点①「1943年のカイロ宣言、1945年のポツダム宣言で、尖閣諸島は台湾の付属諸島として中国に返還。」

→カイロ宣言やポツダム宣言は、当時の連合国側の戦後処理の基本方針を規定した政治文書であるが、そもそも戦争の結果としての領土の処理については、こうした政治文書ではなく、最終的には平和条約を始めとする国際約束に基づいて行われる。第二次世界大戦の場合、同大戦後の日本の領土を法的に確定したのはサンフランシスコ平和条約であり、実際、カイロ宣言に言及されている台湾及び澎湖島はサンフランシスコ平和条約で放棄された。しかし、同宣言及びポツダム宣言には尖閣諸島の領有権を変更するような記述はなく、サンフランシスコ平和条約においては日本の領土であるとされた。

➤論点②「日本政府による尖閣三島の購入は、戦後国際秩序と国連憲章の趣旨・原則に対する深刻な挑戦。」

→我が国は第二次世界大戦後、国際社会の平和と繁栄を支えてきており、中国自身も、2008年に両国首脳が署名した日中共同声明において、戦後の日本が平和的手段により世界の平和と安定に貢献してきていることを積極的に評価している。二国間の見解の相違を安易に過去の戦争に起因するものとする姿勢は、物事の本質から目をそらすものであり、説得力を持つものではなく、また非生産的。